26 基金部起案 0929003
令和 6 年 7 月 19 日制定
令和 6 年 8 月 9 日改正
令和 6 年 10 月 21 日改正
令和 8 年 10 月 1 日改正

宇宙戦略基金
事前着手実施要領

宇宙戦略基金事業費補助金（以下、「補助金」という。）取扱要領第５条第２項に定める事前着手（以下、「補助金における事前着手」という。）及び委託契約書（案）第５７条に定める適用日（以下、「委託契約における事前着手」という。）については、この実施要領に定めるところにより適正に実施運営するものとする。

１ 補助金における事前着手について

（１）補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。

（２）補助事業の実施機関は、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次のア～オの条件を承諾のうえ、補助事業の採択以降に事前着手申請書（別紙１）を国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）に提出し、機構の承認を得るものとする。

ア　交付決定時、補助対象経費の一部が減額される場合があること。（当該減額部分は自己負担となること。）

イ　事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定がされない場合があること。

ウ　機構の事由により補助金の交付決定がされない場合には、別途、承認された事前着手申請書に記載した経費を対象とする交付決定及び額の確定がされる場合があること。

エ　事前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。

オ　その他事前着手から交付決定までの期間における諸条件は、補助金取扱要領に定めるところによるものとする。

（３）事前着手について機構の承認を受けた場合、機構による技術開発マネジメントについても開始されるものとする。

２ 委託契約における事前着手について

（１）委託事業の着手は、原則として委託契約の締結に基づき行うものとする。

（２）委託事業の実施機関は、やむを得ない理由により委託契約の締結前に事業に着手する必要がある場合は、次のア～カの条件を承諾のうえ、委託事業の採択以降に事前着手申請書（別紙１）を機構に提出し、機構の承認を得るものとする。

ア　委託契約締結時、契約金額の一部が減額される場合があること。（当該減額部分は自己負担となること。）

イ　事前着手申請が承認された場合であっても、委託契約の締結がされない場合があること。

ウ　機構の事由により委託契約の締結がされない場合には、別途、承認された事前着手申請書に記載した経費を対象とする委託契約の締結及び額の確定がされる場合があること。

エ　事前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも委託対象経費として認められないこと。

オ　事前着手日を適用日として委託契約を締結すること。

カ　その他事前着手から契約開始までの期間における諸条件は、委託契約書（案）に定めるところによるものとする。

（３）事前着手について機構の承認を受けた場合、機構による技術開発マネジメントについても開始されるものとする。

以上